## **JETRO**

## 目次

- 1. 資産の評価
- 2. 負債計上
- 3. その他
- 4. 監査法人との対応
- 5. 質疑応答



- i. コロナ禍は企業の収益に大きな影響があり、様々な資産の減損の可能性がある
- ii. 暖簾代等は毎年減損テストを行うが、その他の資産も 減損の兆候がある場合は減損テストが必要



- i. 減損テストは「使用価値 (VIU = Value in use)」もしくは「処分費用控除後の公正価値 (FVLCD = Fair value less costs of disposal)」のどちらか高い方を使用
- ii. 減損テストには将来のキャッシュフローをもとに行われるが、コロナ禍では将来の予測が困難な場合も



- i. 将来のキャッシュフローは「伝統的アプローチ (Traditional approach)」か「期待キャッシュフローアプローチ(Expected cash flow approach)」による
- ii. 伝統的アプローチ単一のもしくは最も可能性の高いキャッシュフロー予測(Single cashflow projection or most likely cash flow)
- iii. 期待キャッシュフローアプローチ複数のキャッシュフロー予測の確率加重平均(Multiple, probability-weighted cash flow projection)

- i. 期待キャッシュフローアプローチの例
- ii. キャッシュフローが\$10の確率10%、\$20の確率60%、 \$30の確率30%の場合
- iii. \$10x10% + \$20x60% + \$30x30% = \$22
- iv. 伝統的アプローチの場合は\$20



- i. キャッシュフローの予測から除外するべきもの
  - まだコミットしていない将来のリストラクチャリング (Future restructuring to which an entity is not yet committed)
  - 資産の機能を改善または拡張するもの (Improving or enhancing the asset's performance)
  - 財務活動からのキャッシュインフローまたはアウトフロー (Cash inflows or outflows from financing activities)
  - 所得税の受領または支払い (Income tax receipts or payments)
- ii. それ以上の期間を正当化し得ない限り、最大5年間 (Maximum period of five years, unless longer period can be justified)



### (a) 暖簾代、その他無形資産、固定資産

- i. 割引率(Discount rate)の決定
  - 時間価値(Time value of money)
  - 当該資産の固有リスクで、キャッシュフロー予測を調整していないもの

(Risks specific to the assets for which the cash flow estimates have not been adjusted)



### (b) 棚卸し資産、売掛金

- i. 棚卸資産は費用 (Cost) か正味実現可能価格 (NRV: Net realizable value) のどちらか低い方で計上する必要がある
- ii. 需要の大きな変化や、製造コストの増加などで Cost>NRVとなる可能性がある
- iii. 売掛金の貸倒リスクを考慮



#### (c) リース

- i. リースは「使用権 (Right of use)」 として資産計上されている
- ii. リースも減損テストの対象となる



#### (d) 金融資産、ヘッジ

- i. 時価評価で計上する場合、市場で取引されていない 資産は時価の算出が困難になる場合もある
- ii. ヘッジ会計をしている場合は、ヘッジが有効であるか 確認が必要



### (e) 繰延税金資産

- i. カナダ税法上損失は20年繰り越しが可能で、将来の 所得と相殺できる
- ii. 計上された繰延税金資産の回収可能性を検討する必要がある



### 2. 負債計上

### (a) リストラ費用

- i. リストラ費用の計上のタイミング
- ii. 資産の減損の可能性も考慮
- iii. PL上での表記



## 2. 負債計上

#### (b) 不利な契約(Onerous contracts)

- i. 製造コストの増加などで契約が利益の出ないものになる場合が考えられる
- ii. 損失が避けられない場合には即時損失を計上する必 要がある



### 2. 負債計上

### (c) 長期借入金など

- i. 減損などの財務制限条項(Covenants)への影響を考慮
- ii. 財務制限条項に抵触した場合は貸し手との交渉が必要
- iii. 年度末までに自発的権利放棄 (Waiver) を得ないと長期借入金は短期として計上される可能性も



### (a) 収益計上

- i. 代金を回収できる事が収益計上の条件
- ii. 顧客の財務状況を確認する必要がある場合も
- iii. 長期の契約の場合は注意が必要

### (b) 政府補助金の計上

- i. コロナ禍で様々な政府の補助がある
- ii. 補助金の条件を満たしているか
- iii. 何に対しての補助金なのか



### (c) 後発事象

- i. 決算の承認までにコロナの状況が大きく変わる事があり得る
- ii. 決算に織り込む必要があるのか検討
- iii. 決算日までに起こった事象に対する新たな情報なのか、 、決算日後に起こった事象なのか
- iv. 親会社の連結財務諸表への影響



### (d) コロナ関連費用のPL表示など

- i. 金額が大きい場合はPL上で別表示する事も検討
- ii. コロナ関連費用であると明らかに分からない場合もある
- iii. 特別損失(Extraordinary item)の表記は使えない
- iv. 注記に記載する事も検討

#### (e) ゴーイングコンサーン

- i. 事業継続に関して懸念がある場合
- ii. 親会社の状況が影響する場合も



### 4. 監査法人との対応

- (a) 重要な判断を要する事項は事前の協議が必要
- (b) 従来とは異なる資料を要求される場合がある
- (c) 監査に要する時間が増える可能性、監査費用へ の影響

# 5. 質疑応答